

安心安全で快適なまち

1 鉄道の連続立体交差化に向けた取組

東京都の井荻駅から東伏見駅付近までの連続立体交差事業に関連し、用地取得に向けた取組を進めています。

また、本事業を契機に、東伏見駅周辺地区のまちづくりを進めています。

(1) 令和8年度の取組

ア 鉄道付属街路事業の用地取得に向けた取組の推進
鉄道付属街路の事業予定地について土地鑑定や物件等調査を行い、用地取得に向け、引き続き取り組んでまいります。

イ 東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画の策定
まちの将来像の実現に向けた具体的な取組を示す東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画を策定します。



(2) 予算額 (案) 3億3,318万6千円

【問い合わせ先】まちづくり部 都市計画課 (TEL: 042-438-4050)

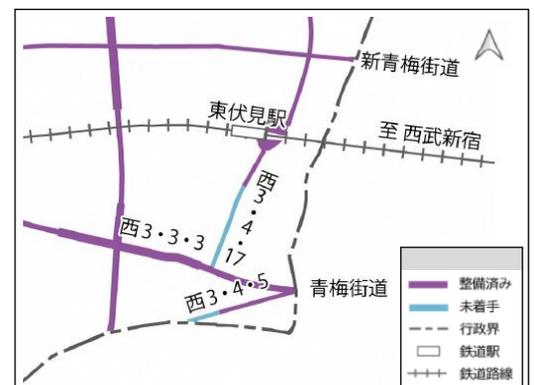
2 西東京都市計画道路3・4・17号線の整備検討

東伏見駅南口交通広場から青梅街道までの延長約520mの都市計画道路について、整備に向けた検討を始めます。

(1) 令和8年度の取組

連続立体交差事業の進捗を踏まえ、駅周辺の拠点性と回遊性を高めるネットワークの構築を目指すため、西東京都市計画道路3・4・17号線の事業化に向けた予備設計に着手します。

(2) 予算額 (案) 743万円



【問い合わせ先】まちづくり部 都市計画課 (TEL: 042-438-4050)

3 都市計画道路の整備

(1) 田無駅南口進捗状況

交通広場整備については、令和9年度の交通開放に向けて、令和8年度より道路築造工事に着手します。

なお、西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線のうち、田無駅～西3・5・2号線（市道118号線）までの約880メートルの区間について、令和8年1月に事業認可を取得しました。令和8年度は、用地取得に向けて取り組みます。

ア 予算額（案）7億5,928万円

(2) 都市計画道路3・5・10号線の測量調査

本線のうち、ひばりが丘団地付近（団地交番前交差点）～西東京都市計画道路3・4・20号線（谷戸新道）までの約550メートルの区間について、令和7年7月に、用地測量等説明会を開催し、道路の線形や事業用地を含む土地の測量を行いました。令和8年度は、測量調査を引き続き行いつつ、事業認可取得に向けて取り組んでまいります。

ア 予算額（案）3,835万円

(3) 都市計画道路3・4・11号線の用地買収状況

本線のうち、都道234号線（伏見通り）から主要地方道36号線（保谷志木線）までの約820メートルの区間について、用地取得を実施しています。

なお、令和8年度は引き続き用地取得に取り組むとともに、事業認可期間の延伸を予定しています。

ア 予算額（案）7億9,583万円

【問い合わせ先】 都市基盤部 道路課（TEL：042-438-4054）



- 整備済み
- 事業中 (市施工)
- 事業中 (都施工、新座市施工)
- 測量実施区間
- 計画線

ひばりヶ丘駅周辺



4 次世代に繋ぐ環境施策

令和8年度は、「ゼロカーボンシティ宣言」から5周年の節目として、これまでの取り組みに加えて記念講演会を実施します。

(1) (仮称) 環境講演会の開催

ア 実施時期 令和9年2月

イ 内容 気象・気候変動に関すること、市民の環境活動の発表

ウ 予算額(案) 164万円

(2) 「にしとうきょうの森」の整備

山梨県北杜市にある「にしとうきょうの森」の整備を通じて、CO₂の吸収量増加を図りながら、本市より排出されるCO₂とのバランスを保つことで、実質的にCO₂の排出量を差し引きゼロ(カーボン・オフセット)にします。

ア 予算額(案) 129万8千円

(3) 環境学習ツアーの実施

山梨県北杜市と合同で、小学生を対象として「にしとうきょうの森」での森林体験に加え、間伐材を使用した木工体験などを行いながら、森林の保全や自然環境の大切さについて学びます。

ア 実施時期 11月頃 日帰りによる実施

イ 予算額(案) 52万8千円

(4) 省エネルギー機器等購入助成

家庭や事業所でのエネルギー消費を抑制するため、省エネルギー型機器等への買い換えの購入費を助成します。

ア 対象製品(対象者)

- ・ルームエアコン(市民)
- ・LED照明器具(市民、共同住宅の所有者、中小企業者等)

イ 予算額(案) 3,034万円

【問い合わせ先】みどり環境部 環境政策課 (TEL: 042-438-4042)

5 用途地域の変更

市内の過半を占める低層住宅地区（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域）について、都市計画マスタープランに基づき、住環境・防災性の向上を目的として、用途地域等の見直しを実施しました。

（1）見直しの内容と効果

ア 新たに敷地面積の最低限度を指定

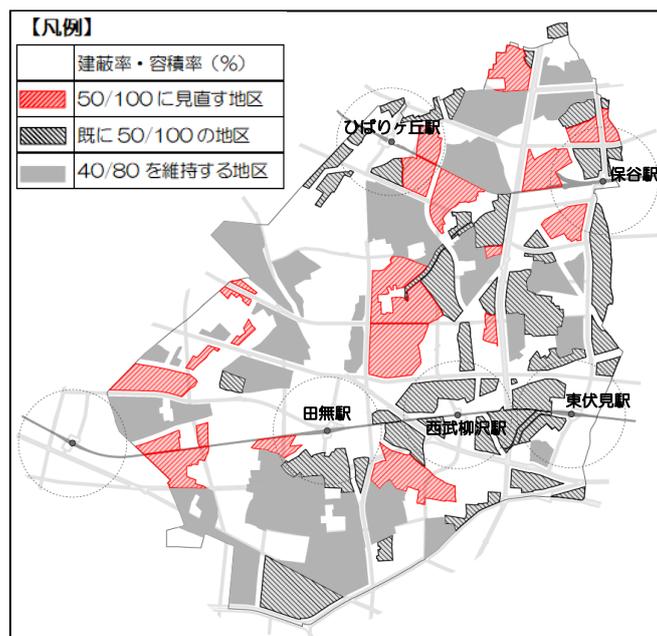
低層住宅地区全域を対象に、新たに敷地面積の最低限度を指定します。他自治体の事例などを踏まえ、建蔽率 40%・容積率 80%地区に 110 m²、建蔽率 50%・容積率 100%の地区に 100 m²を指定します。

将来にわたり、敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある良好な住環境の維持と防災性の向上が図られます。

イ 建蔽率・容積率の見直しに合わせた準防火地域の指定

現状、防火規制のない建蔽率 40%・容積率 80%の地区のうち、防災性の向上が必要な地区などを対象に、建蔽率を 50%、容積率を 100%に見直し、準防火地域に指定します。

建替えに合わせた建築物の耐震化や不燃化により、地区の住環境・防災性の向上や人口の維持・増加に向けた居住水準の向上が図られます。



見直しの対象範囲

（2） 告示予定日

令和8年3月25日

【問い合わせ先】 まちづくり部 都市計画課（TEL：042-438-4050）